

明治期・桐生織物業における織元―賃織関係の一考察

賃織業者の「不正」問題から

松村敏

A Study of the Putting-out System in the Textile Industry of Meiji Kiryu: Could They Prevent Picking ?

はじめに

- ① 賃織業者の「不正」問題の展開
- ② 『桐生之工業』『織物工業』誌の試み
- ③ その後の「不正」問題
おわりに

【論文要旨】

明治期に賃織業者を主要な生産主体として発展した桐生絹織物業の抱えていた深刻な問題は、賃織業者による原料系詐取問題であった。すなわち、織元（問屋）が前貸しした原料生糸の一部を窃取して生糸商人に売り渡すことが恒常化していたのである。これは、発注主である織元が賃織業者の生産活動を常時監視しえない問屋制固有の重大問題であり、この問題はまた日本に限らずヨーロッパ経済史研究においても注目され、工業の主要な生産形態が問屋制から工場制に移行していった一要因とみなす研究者さえいるほどである。

この問題に関する最近の研究として、近世期に織元がこの不正に対処した方法として株仲間による多角的懲罰戦略（不正を働いた賃織業者に関する情報を織元仲間に周知させ、以後仲間全員がその賃織業者との取引を拒絶するという私的な規約・制度によりこの不正を防止せんとする戦略）を高く評価する見解が現れている。近代（明治

期以降）のように公権力による契約履行と所有権の保証が十分でない近世期においては、商人たちが私的に契約履行と所有権を保証する必要があったというわけである。ところが、この多角的懲罰戦略が実際に有効に機能したかという検証はないし、じつは国家権力が法と裁判によってこれらを完全に保証するという建前になった明治期以降においても、桐生の織元たちは繰り返し近世以来の多角的懲罰戦略を試みていたのである。すなわち裁判に訴えるコストなどから近代においても国家権力（近代法）による所有権と契約履行の直接的な保証は、賃織業者のわずかな不正を抑止させるまでには貫徹しない。そこで織元たちは、依然同業組合による多角的懲罰戦略を試行した。しかしそれが手直しされつつ繰り返されることからわかるように、これもまた有効ではなかったのである。本稿ではその過程を追いつつ、多角的懲罰戦略が有効に機能しなかった要因とその意味を考察した。

はじめに

明治期、桐生の絹織物業界では、賃織業者や奉公人などによる不正の常習化が深刻な問題となり、多方面に影響を与えていた。それは、一八九〇年代半ばの桐生の公娼設置反対運動の中にも端的にみられる。もともと桐生は宿場町ではなかったため近世以来公娼は存在せず、群馬県でも一八九三年に廃娼が断行されたが、翌九四年末頃から群馬県会で公娼設置論が台頭し、桐生でも一部有志により設置運動が起こった。これに對して、反対の先頭に立ったのがじつに桐生商工業組合であった。その反対理由がややふるっている。商工業組合は、元機屋（織元）や買次商の奉公人たち、さらに賃織業者、生糸商・撚糸商の奉公人たちが遊廓で遊ぶ金をつくるために不正をはたらき、機屋の女工たちもその低賃金のため売春婦に転業したり、そうでなくても遊情心を増し、ひいては桐生織物業は衰微の一方になる、というのである。織物女工についてはさておき、ここで指摘されている織元・買次商の奉公人や賃織業者の不正とその特徴とは、次のようなことである。すなわち、元機屋の機屋廻り（賃織業者を巡回して製品を集める雇人）が巡回の途中に製品を窃取すること、賃織業者も織元から渡された原料糸を窃取すること、買次商の雇人が機屋から事前に金を受け取り、製品引き取りの際にその分だけ高値に買い入れて差し引きすること、また店の帳簿を担当する者は容易に巨額の金銭を窃取できること、生糸商・撚糸商の取り扱い商品は高価だから雇人等が一部を窃取しても数円の金が容易にできること、などである。とくに買次商の奉公人の不正は、それにより買次商が大きな損失を蒙れば、振り出した手形が不渡りとなり、ひいては一八九六年の当時桐生最大の買次商であった佐羽商店の破綻の際にみられたように、桐生地方は大恐慌に陥る危険性さえある、というわけである。^①

ふつう公娼設置の反対理由として、風紀の紊乱、人道上の問題などが真先に挙げられるのであるが、ここでは奉公人・賃業者の不正の増加、ひいては桐生織物業の衰退、パニックの発生さえ危惧されているのである。ここには、桐生織物業における広範な不正の横行と、それを容易に防止しえない業界有力者たちの焦りと不安が見える。

本稿では、不正の最大の問題ともいえる賃織業者の不正問題に対象を限定して、なぜ彼らによる不正が横行し、織元たちはどう不正に対処しようとし、それはどの程度効果があったのかなどを考察し、最後にそれに対する解釈を加える。

従来、経済史研究においては、問屋制家内工業形態による織物業の賃織業者の不正（原料糸の抜き取り・詐取・着服）問題は、繰り返し注目されてきた。それは、日本だけでなくヨーロッパ経済史でも、織元の管理の及ばない問屋制固有の大きな問題として扱われてきた。また近年、岡崎哲二は、近世日本におけるこの問題にふれ、近代社会とは異なっており、所有権・契約履行に對する国家ないし公権力の保証が不完全な近世社会においては、株仲間（同業組合）による多角的懲罰戦略が問屋制生産の制度的基礎として機能したことを、桐生の絹織物業を事例として議論している。^② 多角的懲罰戦略とは、この場合次のようなことを意味する。織元が賃織業者に原料糸を渡して織物生産を委託した際に、織元による監督・監視が賃織業者の生産工程にまで行き届かないために、賃織業者が委託された原料糸を詐取する可能性があった。そこで織元たちは、もし賃織業者がそうした不正を働いた場合、その情報を織屋（織元）仲間に周知させ、以後仲間全員にその賃織業者に對する生産委託を停止させるという私的な規約・制度（桐生織屋仲間掟）を定め、この不正を防止しようとした、ということである。明治期以降ならば、そうした不正に對しては国家権力の下での裁判に訴えれば済むが、近世においては公権力はこうした民間の経済活動における所有権・契約履行を必ずしも保証す

るとは限らなかつたから、というわけである。しかしこの多角的懲罰戦略が、織物業の問題制生産に対して実際に有効に機能したかどうかについては、具体的な検討が加えられないまま肯定的な推定がなされており、その明快な論理構成から読者にこの場合もあたかもそれが有効に機能したかのような印象を与えている。近世桐生の織元たちによるこうした多角的懲罰戦略が有効だったかについての具体的な検証は本稿でもほとんど取り扱えないが、じつはこうした多角的懲罰は近代に入っても桐生の織元たちによってさかんに採用された戦略であった。つまり公権力による法的な所有権・契約履行の保証も必ずしも十分に賃織業者の不正を防止しえなかつた。その理由は後述のように賃織業者の不正を逐一公権力（裁判）に訴えていたのではコストがかかりすぎるなどによる。では近代における織元たちの多角的懲罰戦略が有効だったかといえば、筆者の見解はそれもかなり否定的である。以下では明治期を中心に桐生の賃織業者の不正と織元たちの対処の展開過程について検討する。

はじめに明治期の桐生織物業の構造について、以下の議論に必要な限り簡単に記しておく。⁴ 桐生織物業では、織元は元機屋とよばれ、これが賃織業者に生産を委託するが、足利地方と異なつて元機屋自身も多くの場合自家製造を行った。ただし自家製造は量的には少なく、大部分は賃織業者に委託した。また下機屋とよばれるものは、元機屋の下請けをするが、原料糸は自ら仕入れ（元機屋から供給される場合もある）、さらに賃織業者に生産を委託するものであり、小元機屋ともいふべき存在であった。賃織業者は織機も元機屋から借り受ける場合もあるが、ふつうは賃織業者自身の所有する織機で生産を行った。賃織業者は農村部では農家副業で行うものが多かったが、町場を中心に専門的なものもみられた。また明治期の桐生織物は輸南向織物と内地向織物に大別できる。このうち内地向織物は一部の高級品を除いてほとんど賃織により生産されたが、輸南向織物もかなり賃織に依存して生産された。

表1 桐生織物業における賃織業者
(下機屋を含む) (1895年)

桐生町	桐生新町	270戸
	東安楽土村・西安楽土村	399
	新宿村	195
	(小計)	(864)
他の山田郡	境野村	277
	梅田村・桐生町下久方村	436
	広沢村・毛里田村・葦川村 矢場川村・休泊村・新田郡強戸村	494
	相生村	196
	川内村	416
	大間々町・福岡村	201
	(小計)	(2,020)
新田郡	笠懸村・藪塚村	300
(総計)		3,184

(出典)『桐生織物史』下巻、19～20頁。

注：左欄の「桐生町」等の三区分は、中欄の村名から明らかのように、厳密なものでない。

一八九五年の同業組合調査による賃織業者（下機屋を含む）の分布状況は、表1のように山田郡と新田郡の一部において三一八四戸あり、賃織業者は三〇〇戸あったが、一八九九年調査では、組合地域である山田郡、新田郡・隣県足利郡・同安蘇郡の一部において、「織物製造業」（元機屋など）七五三戸、「織物仲買商」（買次商）三七戸、染色業二二戸、「賃業者」（賃織業者、賃然業者、紋工、機拵など）五九八七戸などとなっていた。一八九五年の場合、桐生新町の戸数は一二〇〇戸前後と推定され、また桐生町の戸数は三一六九戸であったから、桐生新町では全世帯の二二～二三％程度、桐生町全体では二七～二八％程度が賃織業者だったということになる。いずれにせよ一八九〇年代後半頃（明治三〇年前後）に桐生町内では下層民を中心に専業・兼業を問わず賃織に従事していた家は二～三割にも上っていた。

「織物製造業」一戸当たりの平均賃織戸数・賃織機台数は一九〇〇年

代頃に一〇戸弱・一〇台弱程度（賃織業者一戸当たり織機台数は一台強）であったが、むしろ「織物製造業」の中では自家製造を中心とするものと賃織への委託を主とするものとで賃織委託規模の格差は大きかったであろう。大正初期には四〇〇〜五〇〇台の賃機を抱えているものはふつうであったという。

また桐生織物業においては、日本織物会社（一八八七年設立）・成愛社（一八八〇年設立）などの大規模な工場生産も試みられたが、例外的な存在にすぎなかった。しかし日露戦後以降、力織機を装備した工場が増加していった。とはいえ一九二〇年代初頭でも、桐生市内ではすでに手織機台数より力織機台数が上回っていたが、山田郡全体では手織機が力織機の三倍と前者の方がまだはるかに多く、賃織業における織機台数が全織機台数の六割を占めていた。桐生織物業の特徴は、このように問屋制のそしておそらく多くの家内工業形態の賃織が遅くまで広範に展開したことであり、それゆえ自己採算のマニユ生産ないし工場生産がより進展した他産地より、賃織業者の不正問題が深刻であったのである。

なお、織元が賃織業者の原料糸詐取を把握していても黙認する場合は事実上の現物給与であると考えれば、賃織業者の行為は不正でないといえるかもしれない。しかしその場合でも、織元たちが主導する同業組合からは不正として問題視された。不正とみなすか否かは立場によって変わってくる。そこで織元等委託者が黙認する場合を含めて賃業者の原料糸詐取等を、以下では「不正」と表現する。「不正」には、原料糸詐取だけでなく原料糸の質入も含む。また賃業者という場合、賃織業者とともに賃然糸業者なども含む。

註

- (1) 『桐生市史』中巻（一九五九年）四一五〜四二〇頁。
(2) 岡崎哲二『江戸の市場経済』（講談社、一九九九年）第六章。

(3) 同右、一五六頁。

(4) 以下、山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融篇』（東京大学出版会、一九七四年）第三章第一節、東京高等商業学校「両毛地方機織業調査報告書」（一九〇一年）〔群馬県史〕資料編二三、近代現代七、一九八五年、所収）、亀田光三「絹織物業の展開」〔群馬県史〕（通史編八、近代現代三、一九八九年）、横山源之助『日本の下層社会』（二八九九年）（岩波文庫版、一九八五年）第三編第一章、『桐生市史』中巻（一九五九年）などによる。

(5) 桐生新町の戸数は、一八七二年が一〇三戸、一九三〇年が一三六四戸（『桐生市史』中巻、七七九頁）。一八九五年の桐生町の戸数は、『明治二十八年群馬県統計書』による。なお桐生町は、一八八九年に桐生新町・安楽土村・下久方村・新宿村が合併して成立し、一九二二年に成立時の町域のまま市制に移行した。

① 賃織業者の「不正」問題の展開

岡崎『江戸の市場経済』は、一八二三（文政六）年の「桐生織屋仲間掟」に記されている賃織屋の原料糸詐取、奉公人の不正に対する多角的懲罰規定を指摘している。文政期は、桐生織物業において賃織生産がようやく活発になってくる時期であるとともに、天保初期頃まで「桐生織物業の繁栄期」といわれ、機屋の賃織需要が相対的に旺盛だった時期と思われる。こうした中で賃織業者の「不正」が横行し「仲間掟」の制定に至ったのであろう。また『桐生織物史』によれば、その後一八五一（嘉永四）年・一八五七（安政四）年などにも賃業者の種々の「不正」「不実」に対して同様な規定を定めたり、また質屋への糸絹類を質物として取り入れることを禁止した議定書なども出された²⁾。これらの時期はいずれも桐生織物業の好況期であり、反対に不況期の天保後期などにはこうした規定は見当たらない。賃業需要が減少する不況期には、賃業者は委託者に取引を求めて「不正」を自粛するから織屋仲間等のこうした規定も必要がなかったと考えられる。

近世期の桐生織物業は、賃織が盛んになったとはいえ、明治期以降に比してなお高級品生産が中心であったため、織屋内部で行われる生産の

比重はなお高く、織屋の賃織への依存度が後年ほど高くなかったことは、⁽⁴⁾ 相対的に規制が機能しやすい条件となっていたと思われるが、好況期に制定された織屋仲間による多角的懲罰規定が機能したことを窺わせる記述は今のところ見当たらない。またすぐ後で述べる一八八八年に桐生・足利・佐野の三組合が群馬県・栃木県に賃業者不正につき行政上の取締りを願ひ出した文書によれば、幕政期に関東取締出役による各業者への鑑札の下付と「屑糸買」(賃織業者が詐取した原料糸を買い取る生糸商)の禁止がなされ、これにより「其当時は賃業者の悪弊稍や矯正の端緒に就きたりしも、幕政陵弛の時に際して、此制も自然に消たるもの、如く、爾来之を制するものなきより、又漸々屑糸商の輩出すると共に再び賃業者の悪弊を惹起すに至れり」とされ、「是等悪弊の如きは、民間相互の約束を以て克く矯正改良すべきものにあらざるなり」(傍点引用者以下、同様)と記されている⁽⁵⁾。公権力による取締りを要請した文書だから当然とはいえ、幕府権力による規制の効果は指摘されても織屋仲間の議定についてはまったく触れられず、その「民間相互の約束」には大きな限界があったことを示唆しているようである。

さて明治期に入ると、まず一八六八年から六九年の春に戊辰戦争の余燼さめやらず、「御一新の名と共に旧仲間規約も空文に帰し」⁽⁶⁾ たため、六九年八月にあらためて「生糸機屋仲間議定書」を作成した。その中に幕末期の規約と同様な「一、糸貸賃機のもの元機屋江不実有之者江者、仲間一同下げ札に致、取引致間敷候事」という条項があった⁽⁶⁾。ところが明治初期の「旧物破壊の時代思想」のため、この仲間規約も「前代の遺物として余りに顧みるものもない」状態に陥り、仲間の機能そのものが停止した状態になったようである。一八七五年一二月に桐生一帯の織屋たちは当時その管轄下にあった栃木県庁に取締り方法の制定を願ひしている。この「織屋職業取締方見込書」にも同様に、賃織業者の不正取締りの願ひが記されており、「桐生織物史」は、「これは賃機品の質入、売却、目不

足、端切屑糸没収、甚しきに至つては、反数撚糸の欺瞞等賃機業者の悪弊最甚しかつたためであろう」と推定しているが、これに対する栃木県庁による反応は何もないままに過ぎた。⁽⁷⁾

そこで桐生・新町を中心とする織物業者は仲間制度の復活をめざし、一八七八年七月に桐生会社を設立しその認可を得た。桐生会社は会社の検査により製品に証紙をはり粗製乱造を防ぐことを主な目的としたが、これはその後一八八五年に桐生物産会社に改組された。桐生物産会社も、粗製乱造の防止や賃業者・職工による悪弊の取締りをめざし、違反者に対する共同制裁も規定したが、結局一八九〇年に自然消滅した。桐生会社は、証紙に糸質の記入を欠いたことや織物製造・販売業者が全部加入しなかつたことにより効果が十分でなかつたし、桐生物産会社も「欧化主義」の影響の下で傘下業者から組合による共同制裁実施に反対を受け、組合は「営業の自由」を妨害するものとされたことなどから、有効な機能は果たさなくなつたとされている⁽⁸⁾。また最近では、桐生物産会社の消滅は根本的には内地織物業者と輸出織物業者の対立が原因であつたという見解もだされている⁽⁹⁾。さらに他府県の場合と同様に、「営業の自由」を規定する一八八九年の大日本帝国憲法発布が強制加入規定かつ違反者制裁規定等を無効にしたことが大きな契機となつたことも考えられる⁽¹⁰⁾。

なお桐生物産会社は、一八八八年に足利工商会・佐野機業組合とともに賃業者取締申合規約を定め、農商務省にそれを出願し、認可された。明治に入つて以来、桐生織物は高級品から次第に大衆品に転換し、また一八八〇年代に入つて絹綿交織繻子類などの流行や織物輸出の増加により、賃織業者の数は増大し、「昔日は賃業者自ら機業家に来り、低頭平身賃織物の委託を乞ひたるものが、今は機業家が遠く三四里を隔てた山間僻邑にまで奔走して、賃業者を探求する時代に逆転した」。それに伴つて賃織業者の「不正」はますます増長されたという⁽¹¹⁾。この点は、足利や佐野地方でも同様であり、上記の賃業者取締申合規約の制定と

なったのである。⁽¹²⁾この時の桐生物産会社独自の賃業者取締申合規約の実施細目は不明であるが、足利・佐野との三組合連合申合規約には、元機屋は賃業者一名毎に通簿を渡し物品受け渡しの記載を明確にするなどによる「不正」の防止策が規定されているとはいえ、多角的懲罰規定自体はない。

その後一八九〇年に桐生物産会社が解散し、二年間の空白を経て一八九二年に新たに桐生商工業組合が創立された。⁽¹³⁾しかし桐生商工業組合が設立されても、桐生物産会社と同様に当初は営業者に対する拘束力は甚だ弱かったようであり、群馬県は一八九四年一月、県令により織物業組合取締規則を發布し、地区内営業者の組合への強制加入制や組合による違約者処分、組合による製品検査等を法的に保護した。『群馬県織物業沿革調査書』は、織物業組合取締規則發布事情について、「桐生、伊勢崎等に於ては商工業組合なるものを設置し改良発達を謀りたるも業務の発達と共に大に弊害の生ずるあり即ち県令を以て取締規則を發布するの不得止状態に至りしものならん乎⁽¹⁴⁾」と記している。そしてこの桐生商工業組合の下で一八九四年一月に決議された桐生賃織業者取締規約には、(1)賃業者がもし依頼者(織元)の承諾を得ないで糸などを売却したり、やむを得ない事情もないのに不相応の目切をなすなどした場合、織元は三日以内に組合に届出ること、(2)そして組合は総代人を経てこれを広告すること、(3)組合員はこの通知を受けた賃業者に賃業を依頼することを禁ずること、(4)さらに組合は警察に届け出るとともに、伊勢崎・足利の組合にも通知すること、などが規定された。⁽¹⁵⁾こうして桐生商工業組合の桐生賃織業者取締規約における多角的懲罰規定は、近世期の「織屋仲間掟」のようなたんなる「民間相互の約束」に止まらない、公権力に保護された強制力のある規約となった。⁽¹⁶⁾

さらに一八九五年には、桐生商工業組合に従来組織化対象でなかった賃業者(下機屋を含む。従来事実上の織元である下機屋も賃業者として

非加入であった)も加入させるべきとの請願がなされ、同年、すべてではないようだが賃織業者の組織化が実現している。これはむしろそれにより増加しつつあった賃業者の「不正」を防止することを狙ったものであるが、「不正」増加の背景には、一八九〇年代半ばの急速な桐生織物の生産増加、それに伴う賃織生産の増加があり、賃織業者の原料糸詐取(売却)・質入のほか、加工賃の値上げ要求、織元がそれに応じない場合に期日内の製織・納入を拒むことなどが横行し、織元も加工賃値上げによる賃織業者獲得競争に走ることがみられたという。⁽¹⁷⁾このようにここでも好況が賃業者の「不正」を助長し、個々の委託者もそれを容易に阻止しえないことがわかる。そして一八九四年の桐生賃織業者取締規約もこの好況を背景にした「不正」の増加が制定の契機になっていたものと思われる。しかし一八九八年に桐生商工業組合が重要輸出品同業組合法に準拠して桐生物産同業組合に改組されるや、加入させることにしたばかりの賃織業者を組合から除外した。⁽¹⁸⁾その理由はやはり利害を異にする賃織業者を同一組織内に組織化することに失敗し、⁽¹⁹⁾同法で規定された強制加入制に必要な割合の賃織業者を含めた同業者の同意を得られなくなつたためであろう。

そして一八九四年の桐生賃織業者取締規約の多角的懲罰規定も有効に機能しなかったようである。すなわち、一八九九年に刊行された横山源之助『日本の下層社会』は、桐生・足利織物業に関する論述の中で賃業者の「不正」問題にふれ、彼らは少額の織賃のため「不正」なしには生計が立たず、「不正」は常習化していたことを指摘している。⁽²⁰⁾同書によれば、同地では一定の目切れは前提とされ、「不正」賃業者から原料糸を買い取る「屑糸買」が桐生町になんと三二〇戸、境野村に九〇戸、広沢村に一三戸もあり、桐生地方から発生する「不正」の端糸は年間七万二千円にも上る計算になるといふ。一八九八年の桐生町の戸数は三四五〇戸であったから、全戸数のほぼ一割は「屑糸買」であったことにな

場合もある)、大口の注文を引き受けていた点があげられよう。他業に依存ないし転換しにくいのである。さらにこれとも関連して、下機屋は、たんなる賃織業者と異なつて製品の企画力もあり、特定の元機屋が要求する特殊な織物の生産に必要な技能・技術を有しており、特定の元機屋との技術的連携があつたとみられる点である。横山源之助は、「下機屋は常に元機屋に圧制せられつつあり、或る意味においては賃業者の惘然なるよりは下機屋が元機屋に利を横領せらるるもの多き、むしろ憫れむべし」と述べているが、⁽²⁸⁾『両毛地方機織業調査報告書』は、足利についてではあるが、元機屋による下機屋利用のメリットとして、製品に欠陥のある時は織り直しを命じることができ、一方、デメリットとして「下機屋ニ相当ノ利益ヲ占メラル、ヲ以テ自ラ元機屋ノ利益ヲ減ズルヲナリ。従テ利益ノ薄キ綿織物ナドニハ下機屋ヲ用キズ」と記している。すなわち下機屋はまさに「独立セル一ノ小機屋」⁽²⁹⁾で、専門的で高度な技術を有していたゆえに、元機屋からの品質保証の要求を受け入れる一方、一般には相対的に高い織賃ないし製品代金を得ていたと思われる。

こうした下機屋と元機屋の関係は、すぐれた技術を有する優良賃織業者と元機屋との関係にも当てはまるように思われる。織賃は織物の種類によつて異なるし、上質品には当然高い織賃が支払われる。当時の賃織業者が得る標準的な織賃が、『桐生織物史』下巻や『群馬県織物業沿革調査書』などに掲載されているが、たとえば後者所収の「桐生織物業沿革調査書」に記載されている一九〇四年頃の単位当織賃から一日当織賃を算出すると、琥珀(広)や絹織の六七銭から観光縞子二五銭までとなり幅があるうえに、これらは「普通品の織賃にして上等品即ち技術品とも称すべきものに至ては普通織賃の倍額をも要するものあるを以て予め一定し難し」とされており、⁽³⁰⁾良質の高級織物を生産する技術力のある賃織業者は高い織賃を得ていた。しかし高級織物の比重は、前述のように近代に入つて低下したし、もともと元機屋は一定種類の織物を扱つて

いたから、こうした賃織業者は特定元機屋との継続的取引を指向したはずである。すなわち賃織業者の選択肢は、特定元機屋との継続取引を指向しつつ「上等品」生産を行い高織賃獲得をめざすか、または取引先の変更も辞さないで「不正」の収入を得ながら「普通品」生産を行うか、というものであつたと考えられる。こうした点は、次章の『桐生之工業』誌などが試みた賃業者評価の検討からある程度窺えるであろう。

いずれにせよ、賃織業者の「不正」に対して、司法制度も、また同業組合が試みた多角的懲罰戦略も有効に機能しなかった。一九〇〇年に群馬県が賃業者の「不正」取締りの告諭を發した際に、その論旨徹底のため桐生物産同業組合長が再度織元たちに「賃業者に対する注意」を配布したが、その文章の「若し賃業者に於て不当の行為有之時は個人、の利害は暫く描き地方物産全体の健全を保持する為め毫も仮借する所なく本組合に申告し相当の処分を要求せられ度之れ特に各位の注意を要する所なり」という中に、多角的懲罰実行の困難さがよく表現されている。そしてこうした「不正」の横行にもかかわらず、賃織が容易に消滅しないのは、『桐生織物史』も記すように、市況に應じて織物生産を伸縮することが容易であり、工場設備等が不要であり、つまるところ問屋制の組織と運営の費用がマニユないし工場制のそれより低いからで、これらのメリットは賃業者の「不正」横行というデメリットを補つて余りあるものだったからである。⁽³²⁾

註

- (1) 工藤恭吉「桐生機業の展開」『群馬県史』通史編五、近世二(一九九二年)三七頁、三三三―三三四頁も参照。
- (2) 『桐生織物史』中巻(一九三八年)第五章第六節。
- (3) 前掲、工藤論文、および川村晃正「絹織物産地における開港の影響」葉山楨作他編『伝統的経済社会の歴史的發展』上巻(時潮社、一九八三年)を参照。
- (4) たとえば『桐生織物業沿革調査書』には、「彼の天保時代(天保初期と思われ

る) 地方織物の一大全盛と称したる時の如き実に地方織物の名声海内を聳動するの盛況を呈したるにも拘らず当時織物の種類たる然糸織緞子等の如き重もに高等なる紋様織物の製産盛んなりしを以て機業家は何れも工場組織に依り製織せしが故に他家に賃織せしむるもの尠なく偶其意匠配色等の普通にして之を秘密にするの必要なきものに限り他人に委託し賃織せしめたるに過ぎざるを以て賃業者の微々たりしと論を俟たず(群馬県内務部『群馬県織物業沿革調査書』一九〇四年、所収、六〇頁) などとある。

(5) 『桐生織物史』中巻、五四六〜五四七頁。なお不況期の一八三七(天保八)年には、桐生新町の絹市が衰退したため、桐生新町以外で織物を買入れた絹買や販売した織屋に対する多角的懲罰を規定した議定書も作成されている。このように多角的懲罰戦略は岡崎のモチーフのように市場経済を進展させる方向にだけなく、発展を阻害する方向にも利用された。もつともこの場合も、必ずしも有効に機能せず、結局議定も「有名無実化していった」という(工藤、前掲論文、三三二・三三七〜三三九頁)。

(6) 『桐生織物史』中巻、二四五〜二四六頁。

(7) 同右、二八二〜二九〇頁。

(8) 同右、二九〇・三〇一・三二一・三四四頁など。

(9) 前掲、亀田「絹織物業の展開」二二六頁。

(10) 藤田貞一郎『近代日本同業組合史論』(清文堂、一九九五年) 五七〜六〇頁を参照。

(11) 『桐生織物史』中巻、五三八頁。

(12) 同右、五四七頁。

(13) 桐生物産会社の消滅により、一層粗製乱造などが横行するようになり桐生織物の名声が失墜したため、同業組合再建となつたとされているが、『桐生織物史』下巻、一九四〇年、一一頁、おそらく農商務省から「各地方特有重要物産保護」のため特に取締規則を設けようとの指令が出されたことも関係があらう(藤田、前掲書、五八頁)。事実すぐ述べるように一八九四年に群馬県による織物業組合取締規則が發布された。

(14) 前掲『群馬県織物業沿革調査書』二二〜二三頁。

(15) 『桐生織物史』中巻、五四八〜五四九頁。

(16) すなわち、元機屋がこの多角的懲罰規定に違反した場合、組合により、届出を怠った場合は二〇銭以上二四以下、該当賃業者に賃業を依頼した者は一円以上一〇円以下の科料に処せられ(桐生織物業賃業者取締規約第五条・第六条、その納付を怠った場合は県令に基づいて一〇円以下の罰金もしくは拘留に処せられることになった(群馬県織物業組合取締規則第一六条)。

なおその後、同組合は、後述のように重要輸出品同業組合法・重要物産同業組合法に準拠した組合になっているから(名称は変更)、その後の多角的懲罰規定なども公権力を背景とした性格をもつものであった。

(17) 『桐生織物史』下巻、一六〜一七頁。

(18) 同右、四〇頁。

(19) 桐生商工業組合の「織物製造業」組合員数をみると、一八九五年に賃織業者加入の規約改正により、前年の七〇七から一挙に三四六〇に増加したが、翌九六年には早くも一一一五、九七年は八七四などという減少ぶりであった(同右、一一九頁)。

(20) 横山『日本の下層社会』一三〇〜一三七頁。

(21) 「端糸」とか「屑糸」といっても、賃織業者は少量ずつ詐取したバラバラの生糸を売るのであるが、「賃織屋カ此不正ヲ為スニハ其方法甚ダ巧ニシテ……最初受取リタル一機分ノ中ヨリ若干ヲ盗ミ取ルトキハ之ヲ次ノ一機ニ混織シ、更ニ其機ノ中ヨリ倍額ノ糸質均一ナルモノヲ取ル。如此シテ同種ノ糸ヲ相当ニ得タルトキハ、之ヲ出糸買ナル是等ノ盗糸買入ヲ営業トセル小商人ニ売渡シ」(一一二頁)と、商品価値を高めるよう工夫して売却したのである。

(22) 『明治三十一年群馬県統計書』による。

(23) 『桐生織物史』下巻、四七四頁。

(24) 同右、六・五三五頁。前掲、亀田「絹織物業の展開」二五〇頁、四三〇。

(25) 横山『日本の下層社会』一三八〜一三九頁。

(26) 以上、「両毛地方機織業調査報告書」一一二頁。

(27) 横山『日本の下層社会』一三九頁。

(28) 同右、一三八頁。

(29) 『両毛地方機織業調査報告書』一三九〜一四〇頁。下機屋の性格については、この資料が参考になる。

(30) 前掲『群馬県織物業沿革調査書』「桐生織物業沿革調査書」七三〜七四頁。

(31) 『桐生織物史』下巻、四七七頁。

(32) 同右、四七七〜四七八頁。ただし一般に織物業において問屋制と工場制の併存がみられたことから推測できるように両者の取引費用の差は微妙な場合も多いはずで、特定の時期と地域においてなぜ特定の生産組織が支配的であったかはたんなる両者の利点・難点の存在の指摘に止まらず歴史の初期条件ないし歴史的経路依存性も考慮して説明される必要があるように思われる。

②『桐生之工業』『織物工業』誌の試み

一九〇三年から翌年にかけて、桐生織物業の業界誌『桐生之工業』と『織物工業』は、注目すべき試みをその誌上で行った。優良・「不正」賃業者の氏名を織元名とともに挙げて、批評する欄を創設したのである。

まず『桐生之工業』『織物工業』誌の性格について説明しておこう。^①両誌とも出版元は桐生社という桐生織物学校職員同人の結社で、その中心人物は金子竹太郎・岩下龍太郎・前原悠一郎ら同校の教諭たちであった。^②同社は一八九六年に『桐生の里』を発刊し、一八九八年一〇月からその後継誌として『桐生之工業』の刊行を開始した。さらにこの雑誌は他の機業地からの講読申し込みも多くなったため「桐生之工業」なるタイトルでは不適當となり、^③一九〇三年九月の六〇号から『織物工業』と改題して、一九一〇年九月の一四四号まで刊行を続けた。両誌はとくに染織技術面の記事が多く、また各地の織物産地の状況、市況なども報じていた。

『桐生之工業』は五三号（一九〇三年二月）から「賃業欄」（または「賃業者欄」）を設けたが、その目的について、同号は次のように記している。本誌は本号より賃業欄を特設し、先づ以て両毛地方賃業者の状態を広く染織界に紹介し、其弊風を一掃し其善行を賞揚せんとす、之れ賃業者其物の織物に関係を有すればなり、若し夫れ賃業者の行動よろしきを得んか、織物為めに発達の一助たるべく、不徳義なる所為あらんか、織物衰運の傾向たらん、織物と賃業者との干係、豈両毛地方のみならんや、本誌は近きより速きに及ぼす主義を取り、先づ両毛地方賃業者の記事に手を下し、余力あらば漸次本邦機業界の賃業者に及ぼさん^④

ここには、織物生産において委託者―賃業者の関係が重視され、もっぱ

ら織元（元機屋）を中心とする委託者の立場から賃業者（主に賃織業者）の評価を下し、それにより織物業の改善・発展に貢献せんとするという意図が示されている。

この試みは、『織物工業』六七号（一九〇四年四月）まで一五回にわたって続けられた。^⑤六八号以降にはこの欄は見当たらず、連載は中止されている。この試みも、前述の桐生賃織業者取締規約（一八九四年）の施行などでは効果がないまま、賃業者の「不正」の横行を背景に始められたものにちがいない。桐生の代々続いた機屋で旧家の出身であり、当時桐生社の中心人物として『桐生之工業』誌などの刊行にあたっていた前原悠一郎は、のちに、「賃織業者の最も横暴を極め跋扈した」のが「明治三十六、七年頃」と記しており、また「不正」賃織業者を厳しく非難しているから、^⑥横山源之助とは反対に桐生社はもっぱら元機屋の立場から、しかも実際には優良賃業者の賞賛より「不正」賃業者の糾弾に力点があったと思われる。ただしこの試みは、当該の元機屋が「不正」を働いた賃業者との取引を停止し、さらにこの賃業者と他の元機屋との取引も禁止するという意味の多角的懲罰を目的としたものではない。なぜなら、「賃業欄」に掲示された賃業者は、優良者はもちろん「不正」賃業者についても評価を下した元機屋とまだ取引継続中なのである（ただしこの後当該の元機屋がこれらの名指しした「不正」賃業者との取引を停止した可能性がないとはいえない）。したがって、「賃業欄」連載の目的は、賃業者たちへのみせしめ、「不正」賃業者への今後の「不正」行為の抑止効果をねらったものといえよう。他方、連載中止の理由は推測のほかはないが、後述のようにほとんど優良賃業者の記載ばかりしかできないことが次第にわかり、連載の有効性に疑問がもたれたことによるものと思われる。

この欄には、一五回で織元四八名の賃業者総計三三九名についての記事が載っている（表2～4）。賃業者の大部分は賃織業者であるが、若

表2 「桐生之工業」「織物業」誌の「賃業欄」 (人)

資 料	◎	○	△	-	×	計	備 考
「桐生之工業」53号 (1903年2月)	2	8		2	2	14	
「桐生之工業」54号 (1903年3月)	1	13	2		1	17	
「桐生之工業」55号 (1903年4月)	6	21				27	
「桐生之工業」56号 (1903年5月)	8	18			1	27	
「桐生之工業」57号 (1903年6月)	15	5				20	
「桐生之工業」58号 (1903年7月)	17	9	1		2	29	
「桐生之工業」59号 (1903年8月)	5	21				26	◎の2は女工, ○の4は賃繰糸
「織物業」60号 (1903年9月)		28				28	賃繰糸2, 女工3, 男工1
「織物業」61号 (1903年10月)		30				30	賃繰糸1
「織物業」62号 (1903年11月)	7	10			3	20	
「織物業」63号 (1903年12月)		19	1			20	
「織物業」64号 (1904年1月)	3	16				19	
「織物業」65号 (1904年2月)	7	10	2		1	20	
「織物業」66号 (1904年3月)	10	8	4			22	
「織物業」67号 (1904年4月)	8	12				20	◎の3は女工, 男工
合 計	89	228	10	2	10	339	

(注) 賃業者評価の分類基準は概ね次の通りである。

- 製品・技術・「正直」などでとくに賞賛しているもの ……◎
(「最も……」「屈指の……」などの言辭のあるもの)
- なんらかの賞賛の言辭のあるもの ……○
- 「まず無事なり」「まず可なり」 ……○
- 「まず尋常なり」 ……△
- 継続年数などのみで評価の言辭なし ……△
(たんに「励みつつあり」「力を尽くしつつあり」など)
- 「可もなく不可もなし」 ……-
- 「不正」の言辭のあるもの ……×

干の賃繰糸業者を含むほか、織元に直接雇用されている男女職工もごくわずかに記載されている(以下、これらすべてを便宜上、賃業者と呼ぶ)。織元四八名中、桐生町在住者は四二名と大部分を占める。そのうち桐生新町の織元は一丁目を中心に一六名を数えている。一織元につき記載賃業者の最多数は二二名、最小は二名で、一織元当たり平均記載賃業者数は七・一名である。もつとも各織元が現実に委託していた賃業者すべて

を記載しているわけではなく、実際にはもつと多くの賃業者と取引を行っていたことはもちろんである。記載された賃業者は、桐生町一五〇名(四四%)、その他の山田郡二二八名(三八%)で、この両者で大部分を占める。桐生町の中では、桐生新町四四名、その他一〇六名で、桐生新町に少ないようにみえるが、東西安楽土・新宿などは地域が広くもともと賃業者が多いのである。各織元は自らの居住町村の賃業者を中心に取引していることがわかる。もつとも、表4に表示したように桐生新町在住織元の賃業者の所在をみると、桐生新町ほかの桐生町に過半が分布しているが、分布範囲は相当広範囲にわたり、山田郡ばかりでなく、新田郡・足利郡にまでわたっている。^(?)

さて表2には、注記したような基準で各賃業者の評価記事を五つに分類して表示した。⁽⁸⁾一見してわかるように、「不正」を指摘された賃業者が一〇名と著しく少なく、全体のわずか三%たらずであった。具体的な「不正」に関する記事はさまざまである。一方で、同誌六二号の元機屋岡田源之丞(山田郡矢場川村)の三名の賃業者について、

右三名も同じく岡田氏の賃業者なるが不正の親玉にて能く横糸の目切等は度々あり是迄何処の機業家も目の玉をぬかれた事度々ありて今岡田氏も織賃の貸越にて非常に困しつ、あり⁽⁹⁾

と記したかなり激しい記事から、「小島氏は少し不正の方なりと云ふ」(五八号)とか、「中にて浜田権平は少しく正を失してある方なり」(六五号)とやや遠慮がちに記した記事もある。「不正」の具体的内容は、そのほか、「緯糸を質入すること」(五三三号)、「緯糸を消耗すること甚だし」(五三三号)、「時としては横糸を質入し又織上絹の見えぬこと等時々あり」(五六号)などである。そして同誌五八号の富岡延十郎(桐生町西安楽土)の賃業者星野要次郎についてのやや長めの記事は次のようである。

右も同じく富岡氏の賃業者なるがあまり正直と云ふにハ非ずして所

表3 「桐生之工業」「織物工業」誌「賃業欄」の元機屋一覧

元機屋名	所在	掲載号	賃業者数	備考
田村雄三郎	桐生町下久方村	53号	4	明31町議。
栗原亦五郎	桐生町一丁目	53号	5	×あり。
前原伝次郎	桐生町二丁目	53号	5	-あり。
原勢九助	桐生町二丁目	54号	4	「某」に×あり。明33同業組合評議員。大7市制協議委員。
(但し某を含む)				
真尾源一郎	桐生町一丁目	54・59号	6	明44~同業組合評議員。大6町議。大7市制協議委員。大10(1級)市議。
松本房太郎	桐生町一丁目	54・63号	8	明37町議。
加藤喜伊九郎	桐生町一丁目	54号	3	
大島武平	桐生町一丁目	54・57号	7	明22(1級)町議。明25町議。
茂木米吉	桐生町下久方村	55・58号	14	明37町議。大7市制協議委員。大10(1級)市議。
岩沢善助	桐生町新宿村	55・60号	11	大7市制協議委員。大10(1級)市議。
遠坂伊太郎	桐生町新宿村	55号	10	大7市制協議委員。大10(1級)市議。
相田与惣吉	足利郡菱村	56号	2	[桐生町外]
加藤正一	桐生町一丁目	56号	8	明33桐生懇話会会員。明40町議。大7市制協議委員。
星野竹次郎	桐生町東安楽土村	56号	5	大7市制協議委員。
細谷安藏	桐生町一丁目	56号	6	大2町議。
和田庄平	桐生町一丁目	56号	6	×あり。
上野角太郎	桐生町一丁目	57号	4	大11~同業組合評議員。
北川頼一郎	桐生町一丁目	57号	8	明40町議。大7市制協議委員。
鈴木徳平	桐生町二丁目	57号	5	大7市制協議委員(但し下久方)。
橋本茂十郎	桐生町東安楽土村	58号	3	×あり。
本島松太郎	桐生町下久方村	58号	6	
増田定吉	桐生町西安楽土村	58号	8	大7市制協議委員。
富岡延十郎	桐生町西安楽土村	58号	7	×あり。
服部芳松	桐生町下久方村	59号	8	大7市制協議委員。
小林栄太郎	桐生町東安楽土村	59号	4	明28, 明31, 明34町議。
岩崎慶三郎	桐生町東安楽土村	59号	5	大7市制協議委員。
岡部重三郎	桐生町下久方村	59号	6	大7市制協議委員。
福田常吉	桐生町新宿村	60号	10	明31, 明34, 明37町議。明33~36同業組合評議員。明37副組合長。明38~大2組合長。明44県議。大7市制協議委員。
大沢栄太郎	桐生町下久方村	60号	15	
大沢栄八	桐生町六丁目	61号	10	明33桐生懇話会会員。
江原貞助	桐生町新宿村	61号	10	大7市制協議委員。
朝倉庄二郎	桐生町新宿村	61号	10	
住吉善藏	桐生町下久方村	62号	2	大7市制協議委員。
大島芳平	足利郡足利町	62号	8	[桐生町外]
斉藤伴七	山田郡矢場川村	62号	2	[桐生町外]
岡田源之丞	山田郡矢場川村	62号	8	[桐生町外] ×あり。
田島忠吉	桐生町一丁目	63号	5	
丸木政吉	桐生町下久方村	63号	10	
木村芳太郎	桐生町新宿村	64号	10	
落合忠四郎	桐生町一丁目	64号	7	
高久言一郎	足利郡足利町	64号	2	[桐生町外]
須永勝太郎	桐生町下久方村	65号	10	
住吉芳太郎	桐生町下久方村	65号	7	大7市制協議委員(但し住吉由太郎)。
丸山弥幸	足利郡足利町	65号	3	[桐生町外] ×あり。
内沼周吉	桐生町西安楽土村	66号	22	明34, 明37, 大6町議。大7市制協議委員(但し下久方)。
福田森太郎	桐生町新宿村	67号	10	明33桐生懇話会会員。大6町議。大7市制協議委員。
周東藤太郎	桐生町新宿村	67号	7	明40, 明43町議。大7市制協議委員。
周東伊勢次郎	桐生町新宿村	67号	3	

注1)「大7市制協議委員」とは、市制施行につき大正7年に町長が有志協議会を開いた際、集められた町議・区長・区長代理・伍長委員・その他名誉職有志者(166名)。役職は、主に『桐生市史』中巻(1959年)による。

2)元機屋48名・賃業者(女工等を含む)339名。1元機屋当たり賃業者7.1名。

表4 「桐生之工業」「織物工業」誌「賃業欄」の
元機屋と賃業者の所在

	元機屋の所在	賃業者の所在	賃業者に関する備考
桐生町一丁目	12	2 (2)	
〃 二丁目	3	8 (6)	
〃 三丁目		7 (3)	
〃 四丁目		5 (4)	
〃 五丁目		3	
〃 六丁目	1	19 (9)	× 2
[桐生新町 小計]	[16]	[44] (24)	
〃 下久方	10	19 (7)	男工1, 賃燃糸2, -1
〃 新宿	9	30	女工3, 男工1, 賃燃糸1
〃 東安楽土	4	24 (6)	賃燃糸3, ×1
〃 西安楽土	3	33 (14)	賃燃糸1, ×1, -1
[桐生町 小計]	[42]	[150] (51)	
山田村矢場川村	2	9	× 2
〃 梅田村		45 (10)	× 1
〃 広沢村		29 (2)	女工2
〃 菑川村		13	× 1
〃 境野村		10 (1)	
〃 毛里田村		8 (5)	
〃 相生村		6 (6)	
〃 大間々町		4 (4)	
〃 川内町		3 (1)	× 1
〃 休泊村		1	× 1
[山田郡 小計]	[2]	[128] (29)	
新田郡笠懸村		15 (2)	
〃 藪塚本町		9	
〃 鳥之郷村		6 (3)	
〃 強戸村		3	
〃 太田町		2 (2)	
〃 綿打村		1	
[新田郡 小計]		[36]	
足利郡足利町	3		
〃 菱村	1	12 (3)	
〃 山前村		6 (3)	
〃 小俣村		4 (4)	
佐波郡東村		1	
その他		2	新潟県南蒲原郡出身の女工2
総 計	48	339 (97)	

(注)()内は桐生新町の元機屋の賃業者。

謂景気機織と云ふ質なり景気よき時は機目の意外に少き事など度々あり今日の如き不景気には先づなみの正直と云ふも可なり⁽¹⁰⁾これらの個別賃業者についての記事が仮に事実から離れているとしても、これらから当時の賃織業者たちの「不正」の実態、あるいは元機屋と賃業者の取引慣行が窺われる。すなわち、元機屋から渡された緯糸の横領、そして屑糸商への売却、その結果として品質不良の製品ができること、あるいは緯糸の質入、織り上げた製品の質入または売却などの「不正」が行われていた。また状況に応じて、つまり賃機需要が多い時には

「不正」を行い、需要の少ない不景気時には元機屋からの継続受注を可能にするため「不正」を行わないという賃織業者が少なくともある程度は存在し、これを「景気機織」と呼んでいたこと、賃織を委託する際は賃入して金銭を工面する必要がある賃織業者が存在するということは、この時期も賃織業者のある部分は、最下層・極貧層に属していたのではないかと推測させる。ちなみに右の緯糸の質入を指摘されている者は、桐生町六丁目・同東安楽土の賃織業者であった。桐生新町およびその近

辺の下層の賃織業者は、質屋なしには生活困難だったのであり、その点では「不正」と貧困とは無関係ではなかったとも思われる。また桐生・足利の賃織業者が賃賃の低さゆえに「不正」を行うことなしには生計困難であった点は、前述のように当時、横山源之助『日本の下層社会』が強調したこともあった。¹¹⁾とすれば元機屋たちがこうした貧困や低い賃賃に苦しむ「不正」賃織業者に対して多角的懲罰戦略を採用しても「不正」は容易に消滅しないのも当然だったといえるかもしれない。なぜなら、そうした賃織業者は長期の取引を前提とした、「不正」を働くか否かの合理的選択が困難だったからである。とはいえ、不況期の方が「不正」が減少するということは、多くの賃織業者は不況期にもその後の取引を前提とした選択をしていたことを意味する。したがってそうした極貧の賃織業者は実際にはそう多くはいなかったか、あるいは賃織需要減少過程で取引から排除されていったかのいずれかと思われる。

織賃前渡し慣行は、この時期の賃織業者の「不正」横行を非難していた前原悠一郎も指摘していた。すなわち、賃織業者の「傍若無人の行爲」として、「従来の慣習としては賃金〔織賃〕の支払は織上げ後請求したるも、賃織業者の跋扈時代にありては賃金を前渡せざれば引受くる者なく……」などと述べており、この頃の慣行が一般化していたことがわかる。ただしこれはこの時期独自の慣行ではなく、すでに近世期にも存在していたものであった。¹²⁾したがって好況期には、原料糸抜き取りなどの「不正」の増加のみならず、賃織業者に有利な織賃支払慣行がくりかえし現われたと解釈できる。

先に「不正」の指摘が少ないことを述べたが、元機屋が公の場で自分の名前を出しつつ賃業者の不正を名指しで決めつけるのであるから、そう多くはないのも当然である。元機屋がこの「賃業欄」で賃業者の「不正」を指摘しにくいことは、同誌五四号で、ある元機屋が自分の名を隠しつつ賃業者の「不正」を語っていることから明瞭である（これは記

事中、元機屋を「某氏」としている。もっとも前後の記事からこの元機屋は原勢九助と推定される）。さらに連載初回の五三号は、「不正」賃業者の記事ばかりか「可もなく不可もなし」といったリアルで遠慮のない評価記事が多く掲載されているのに対し、五四号以降はこうした記事が極端に減って次第にありきたりのほめ言葉が大部分となっていく。これは「賃業欄」掲載の趣旨に則って初回は実態を率直に記したものの、二回目以降はこうした記載が困難となり、次第に実態と離れた記載になっていったものであろう（それでも第二回の五四号は、右のように元機屋の名を「某氏」と隠してなんとか「不正」賃業者についての記事を掲載しようと努力している様子が窺える）。結局、元機屋にとって自分の名も挙げて取引継続中の（あるいは取引継続中でなくても）「不正」を働く賃業者の名を公にすることは容易でなく（少なくともそうした元機屋は、とくに好況期に賃織業者獲得力が弱まる）、こうした試みはもともと成功しがたいものだったのであり、実際に「不正」を行う賃織業者の割合は、これよりはるかに高いと推定される。元機屋として許しがたい「不正」賃織業者の割合としては、遠慮なく自らの賃織業者の評価をしている初回号の栗原亦五郎の五名中二名、あるいは六二号の岡田源之丞の八名中三名などが彼らの実感に近かったのかもしれない。

したがってここでの評価の記述も全面的に信用するわけにはいかず、一応優良賃業者として評価されているものもまったく「不正」を働かない賃業者であると元機屋が認識していたとは限らない。軽度の「不正」をしばしば行う賃業者にもありきたりの賞賛の言辞が与えられていても不思議ではない。他方、「不正」を指摘されている賃業者についての記述にも事実と異なる可能性がなくなはない。織元が、賃業者に無理を押しつけた上、思い通りにいかなかった腹いせに「不正」賃業者として非難しているような場合もなかにはあるかもしれない。評価は一方的で、「賃業欄」はあっても「元機屋欄」はなかったのである。

表5 「桐生之工業」「織物業」誌「賃業欄」の賃業者の取引継続年数 (人)

	～1年	2～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31年～	計
◎	3(2)	39(3)	24(2)	10(2)	9(2)	1	1		87(11)
○	13(2)	66(10)	84(5)	13(1)	17(1)	6		6(2)	205(21)
△		2		5	1				8
×		2							2
計	16(4)	109(13)	108(7)	28(3)	27(3)	7	1	6(2)	302(32)

- 注1) たとえば「五年余」は、「2～5年」へ入れた。
 2) たとえば「五年以上」「五六年」は、「6～10年」へ入れた。
 「31年～」欄はすべて「三十年以上」と記載されたものである。
 3) 「～1年」欄には、「日浅い」「近来」と記載されたものを含む。
 4) () 内は桐生新町の賃業者。

ではなぜある元機屋は遠慮なく「不正」賃業者を暴露し、他の元機屋はそうしなかったのか。事例が少ないため、以下はやや穿ちすぎた見方になるかもしれないが、まず「賃業欄」に登場する元機屋は桐生町の有力者・名望家が多い。すなわち表3のように、桐生町外の元機屋は別にして、彼らは、町会議員、のちの市会議員、町議・区長などで構成された市制協議委員、あるいは同業組合役員などに就任していた者がきわめ

て多い。ところが、これら役職就任の元機屋の中には、自分と相手の実名を挙げて相手の「不正」を報告した者、あるいは「可もなく不可もなし」と遠慮のない評価を記した者は皆無であり、「不正」等の評価を雑誌社に報告した桐生町内の五名の元機屋はいずれも役職に就任していなかった。とくに同町の最有力者層とみられる茂木米吉などは自らの賃業者を個別に手放して賞賛していることが注目される。これらの点に何らかの意味があるとすれば、考えられることは以下の二つである。第一は、桐生町の有力者・名望家からなる有力元機屋層はもとと比較的優良な賃織業者と継続取引しており、中下層元機屋はとかく相当な「不正」賃織業者と取引せざるをえなかった。第二は、有力者・名望家ゆえの政治的配慮、あるいは有力元機屋の賃織業者獲得力弱化への配慮から賃織業者の「不正」を報告しなかった。あるいはこの二つの要因が重なっていたかもしれない。また右の第二の仮説によれば、同誌五四号において自らの名を伏せて賃織業者の「不正」を指摘した元機屋が原勢九助であったとして、有力買次商書上文左衛門家と親戚関係を持ち、それなりの有力者・名望家であった原勢九助の行動もよく説明できる。

次に、ここに掲載された「優良」・「不正」賃織業者にどのような特徴があったかにつき、若干ふれておきたい。ここに記載された賃業者の多くは、元機屋との取引継続年数が記されている。これによると(表5)、相対的に取引継続年数の長いものが多い。実際には短期取引の賃業者がかなりいたはずであり、これは一般に優良賃織業者の取引継続年数が長いことと対応しているであろう。もともと最長取引年数は「三十年以上」で、それは全体の二％にすぎず、したがって明治初期頃からの継続取引がごくわずかある程度で、近世期から継続した例はほとんどないといつてよい。桐生新町の賃業者の継続年数は、やや短いようにみえる一方、かなり長期の取引継続者もわずかではあるが存在しており、顕著な特徴は見出しがたい。「不正」賃織業者は元機屋の所在地から管理の届き

くい遠隔地に居住するものが多いかといえ、一概にそうともいえない。元機屋・「不正」賃織業者ともに桐生新町に居住していたり、ともに同じ村人である場合もある。質入は別として原料詐取の有無などは基本的に納入された製品によってチェックされるので、なぜ元機屋にとって優良な賃織業者と不良賃織業者が生じるかは、地理的な位置如何より、むしろ前述の下機屋の場合と同様に、専業（ないし主業）か副業かという点と、織物の種類ないし賃織業者の技能・技術と大きく関係しているように思われる。実際に「優良」賃織業者の中に専業的・主業的と思われる者が若干紹介されている。一例を挙げれば、『織物工業』六三号には、

梅田村金澤 小嶋縫二郎

右は桐生町一丁目縺子製織元田嶋忠吉氏の賃業者なるが明治二十五年即十二ヶ年間も一戸三四台の機台にて只管同氏の賃業を正直に励みつゝあり⁽¹⁵⁾

などである。また「賃業欄」に記されている賃織業者の優良さは、「正直」「正直」「誠実」な点とともに、製品の優良さ、とくに共進会・博覧会等へ出品する製品を生産していた点がしばしば指摘されている。こうした高級品・上質品を生産する賃織業者は、それぞれ特定種類の織物を売り物にする元機屋から当然相対的に高い織賃を獲得していたはずであり、賃織業者もまた特定元機屋との取引を継続させるために「不正」は行いにくくなっていたし、そもそも原料糸を詐取すれば織物の品質劣化は免れなかったのである。他方、大衆品・普通品生産を行う賃織業者は、多少の原料糸着服による品質劣化は致命的ではないし、同種製品を取り扱う元機屋も多く、容易に取引相手を変更することができ、「不正」は行いやすかった。こうして前述のように賃織業者には、可能ならば「不正」を行わず上等品を生産して特定取引先から高い織賃を得るか、それとも低い織賃で大衆品・普通品を生産し取引先の変更を恐れず「不正」により余分の収入を得るかという二つの道があったと思われる。しかし

高級品製織の技術のない場合、および極度の貧困に喘ぐ賃織業者たちには、後者の道しか選択の余地はなかったのである。

註

- (1) 以下、『桐生織物史』下巻、二〇六～二〇七頁による。
- (2) 彼らはたんなる教諭ではなく、明治末～大正期には、日本絹然会社・両毛整織会社など桐生の機械化された近代的捻糸・織物製造会社等の経営者となった（前掲、亀田「絹織物業の展開」五六四頁）。
- (3) 前原悠一郎「桐生の今昔」（桐生市役所、一九五八年）四六五頁。
- (4) 『桐生之工業』五三三号（一九〇三年二月）三五頁。
- (5) 『桐生之工業』五三三号『織物工業』六七号、およびその前後の号は、東京大学法文学部明治新聞雑誌文庫および群馬県立図書館所蔵。
- (6) 前掲、前原「桐生の今昔」二五三～二五六頁。また賃織業者の「横暴」の最盛期が「明治三十六、七年頃」と記しているのは、おそらく「桐生之工業」織物工業誌の「賃業欄」連載の試みを思い出しつつ執筆したものはあるまいか。
- (7) なお、表4で賃業者の最も多く所在するのが桐生町の北方に位置する山田郡梅田村であるが、これは桐生新町北部の一丁目およびその北に位置する下久方の元機屋が多く登場しているためであろう。
- (8) 評価記事の分類についてさらに注釈を加えれば、資料に評価の言辞のない「△」の賃業者に対して評価主体に必ずしもプラス評価の意図がないとは限らない。表2のように「○」に分類したプラス評価が著しく多く、それも連載の回を重ねるにつれてありきたりのプラス評価記事が多くなっており、評価の言辞がない場合でも、プラス評価を意図的に書かなかったとは限らないように思われるからである。逆に、「○」の符号で表示した「可もなく不可もなし」という評価は、不贅で、文字通り「可もなく不可もない」賃業者というよりむしろマイナスのニュアンスで評価を下しているように読める。
- (9) 『織物工業』六二二号（一九〇三年一月）四六頁。なお、賃業者の評価記事は一人一人について記されたものもあるが、このように数名まとめて記されたものも多い。
- (10) 『桐生之工業』五八号（一九〇三年七月）四五頁。
- (11) 前掲、横山「日本の下層社会」一三三～一三四頁。
- (12) 前掲、工藤「桐生機業の展開」三〇三～三〇九頁等を参照。
- (13) とくに上質品・高級品を販売する元機屋にとって技能優良な賃織業者の獲得は重要で、それ如何によりただちに製品価格に影響してくる。『桐生之工業』誌に

は生産者（元機屋）毎の製品価格一覽が掲載されている。

(14) 「書上家歴史的記録」(群馬県立歴史博物館所蔵「桐生(書上家)文書」)。

(15) 『織物工業』六三号(一九〇三年二月)二五頁。

③その後の「不正」問題

一九一一年七月、両毛織物同業組合連合会が正式に組織され、賃機業者の「不正」防止のため、以下の四点につき共同声明を行った。(一)織物帳を正確にすること(織物帳は賃業者への委託品・賃金の受け渡しを記載するもの)、(二)警察に検挙された「出糸買」「屑糸買」や「不正」賃業者を庇ってはならないこと、(三)賃機業者の争奪禁止(処分を受けた「不正」賃業者が取り消し広告のない間は、元機屋は賃業委託を禁ずる)、(四)賃機業者・「出糸買」の「不正」行為は遠慮なく警察に密告すること。ここには同業組合が国家権力の支援を受けながら多角的懲罰を含む摘発を行おうとしていることが示されている。

またこれを受けて、桐生織物同業組合は同年八月、同じ目的をもったきわめて詳細な「賃業規定」を設けた。多角的懲罰に関する事項を中心に主な点だけを記せば、(一)同組合では織物帳として「賃業引合帳」を賃業者に交付し、組合が賃業監督を行う。(二)組合員は他の組合員の賃機業者に賃機を委託できない。(三)賃銭等で紛議の場合は組合長の仲裁を受けることができる。(四)賃機業者が状重き「不正」を行った場合、全組合員に賃業を拒絶させ、賃業者の雇用職工が状重き「不正」を行った場合、賃業者に職工を解雇させる。(五)賃業拒絶の決定は、その事実を組合揭示場に一週間掲示する。(六)組合の決定により賃業拒絶を受けた賃業者について、その事実を両毛織物同業組合連合会に通告し、連合会傘下の各組合に本組合員と同一歩調をとらせる。(七)組合は賃業拒絶の実行を期するため該当の「不正」賃業者の監視を行う。(八)組合員が賃業拒絶の実行等に違反した場合は五〇〇円の過怠金

を課す。⁽¹⁾

この「賃業規定」は、桐生織物業においてそれまでで最も完備した多角的懲罰規定であった。この規定によれば、以下のような手段により多角的懲罰の抜け道を防ごうとしている。(一)「賃業引合通帳」⁽²⁾の交付より、授受した物品・金銭の記録等、取引内容を明確にする。(二)同業組合が事務員を派遣し、「賃業引合帳」の閲覧等を通じて直接に賃業者を監督することにより、賃業者の「不正」を委託者が見て見ぬふりをすることを許さない。(三)雇用職工の行った「不正」だからという賃業者自身の責任逃れをさせない。(四)組合員である織元が、賃業拒絶を受けた他の委託者の賃業者と取引をした場合、賃業拒絶決定の組合揭示を見なかった、とはいわせない。(五)組合員に対する罰則規定も設けるなど賃業拒絶決定の実効力に意を注ぐ。(六)賃業拒絶決定の効力を隣接地域の織物同業組合にも及ぼそうとする。右の内容の中には、(一)・(二)などのようにすでに一八八八年の足利・佐野との三組合連合申合規約などでも同様の条項があったものもあるが、この組合事務員による取締についても、今回の規定では事務員による「賃業通帳」⁽³⁾の閲覧を拒む賃業者は不正賃業者とみなすと条文に明記するなど、取締が徹底するよう種々工夫している点が印象的である。

さらに群馬県もこれに呼応して、同年県令により屑糸商取締規則を發布して、賃業者から原料糸を購入する屑糸商の取締りを図った。同業組合および県によるこれら一連の政策は、それなりに効果があったようである。三年後の一九一四年に、桐生織物同業組合は、こうした「不正」は「因襲の久しき未だ其弊害の全く脱却せざるは甚だ遺憾」としつつも、賃業規定および屑糸商取締規則は、「警察官吏と相俟て取締の結果其成績の見るべきものなきにあらざる」と、警察力も借りつつある程度の効果はあったことを表明している。⁽⁴⁾ また「大正四年度桐生織物同業組合業務成績」⁽⁵⁾によれば、賃業監督の事務員が賃業者二四七八戸、屑糸商七六

戸を視察し、「特別注意」二六九件を与えているほか、「違犯行為訓戒者」三五件、「規定不履行者注意」二〇件を出していた。また組合員（織物製造業）組合員数五六七）からも「賃業者事故」の届け出が六一件あり、組合事務員による注意・訓戒より少ないとはいえず、賃業委託者が賃業者の「不正」をかなり報告している形となっていた。ただしこれは組合事務員の調査により元機屋が組合に報告せざるをえなくなったものという可能性が大きい。さらに刑法上の犯罪として摘発した件数も多く、「端糸故買」四九件・「托依品横領」五四件となっていたから、これはいずれも賃織業者と彼らから糸を購入した屑糸商の犯罪の摘発であり、実際に起訴された者も二二名にのぼっている。こうした実績は、組合の厳重な賃業規定や屑糸商取締規則が機能し始めたことを示しているとともに、なお相当多くの「不正」が横行していたことも示しているといえよう。そしてこの後も、委託者による賃業者獲得競争が存在する以上、賃業者による原料糸横領、屑糸商への売却が根絶することは決してなかった。一九三六年に桐生・館林・伊勢崎の各織物同業組合は、県知事に対して屑糸取締に関して陳情しているが、そこで組合側は「経緯糸の不正に移動することの頻発」「滔々たる不正横行の実勢」、それによる数年来の委託者の損失について指摘し、新たな県の規則制定を要望していたのである。⁽⁹⁾

註

- (1) 以上、『桐生織物史』下巻、四七八～四八六頁以下による。ただし同書、四七八頁の同連合会の共同声明が「明治四十年七月」とあるのは誤り。
- (2) 前掲『群馬県史』資料編二三、八八六～八八七頁に、一九二五年の「賃業引合通帳」が掲載されている。
- (3) 『桐生織物史』中巻、五四一頁。
- (4) 『桐生織物史』下巻、五二〇頁。ちなみに谷本雅之によれば、埼玉県の人間織物業においても、一九一〇年代に「請願巡査」の配属により賃織業者の原料

糸着服抑制に大きな効果をあげたという。しかし、人間織物業もそれまで原料着服問題を容易に克服できないまま展開したのであり、谷本の主張するように同織物業の発展はこの問題の克服を克服するなかで実現したとか、こうした経営問題の克服が問屋制生産の人間織物業の展開を支える条件だったとはいえない。これは桐生織物業も同様である（谷本雅之『日本における在来的経済発展と織物業』名古屋大学出版会、一九九八年、第七章、同「もう一つの『工業化』」『岩波講座世界歴史』一五巻、岩波書店、一九九八年、一六八～一六九頁）。

- (5) 前掲『群馬県史』資料編二三、八四六～八五五頁。
- (6) なお組合員による使用人に関する「事故」の届け出も五九件と多い。また「組合員外より組合員に対する」「事故」の届け出が四件あるが、これは賃業者側からの届け出と思われる。
- (7) 「端糸故買」四九件・「托依品横領」五四件に対して、その人員は各一九・五〇であったから、屑糸商一九名に対してその端糸故買四九件を、賃業者五〇名に対して原料糸詐取五四件を摘発したということであろう。
- (8) 桐生織物同業組合は、一九二二年に賃業者への中元贈与についての警告を発している。賃業者争奪のため多額の贈与となり、ひいては製品価格にまで影響を及ぼす恐れがあると、贈与者に制裁を加える方針を組合員に警告した。こうした贈与は組合規程で禁止されていたのである（『桐生織物史』続巻、一九六四年、七〇〇頁）。
- (9) 一九一一年の屑糸商取締規則は一九二六年に廃止され、新たに染織賃業取締規則が公布されたが、これが徹底を欠き「全く有名無実存在」となっていたので、屑糸商取締規則の復活か、新たな県令制定を要望している。この事態は昭和恐慌が去った後の景気回復（とくに一九三五・三六年には生産量が大幅に増加した）により賃業者らの「不正」が増加したことによるものと思われる（以上、『桐生織物史』続巻、六九五～七五五頁）。ただし原料糸の質入という「不正」の記述は見当たらない。原料糸を質入しなければ生活困難という極貧の賃業者が少なくなったためであろう。賃織も力織機工場によるものが主体となってきたためである。

おわりに

以上のように、桐生織物業においては、賃織業者の原料糸詐取・着服に対して、近世のみならず近代に入っても繰り返し元機屋を主体とした

同業組合が多角的懲罰を試みてきたが、その効果はなかなか上がらなかった。それどころか、そうした多角的懲罰戦略下にあったはずの一九〇〇年前後には、桐生町では全戸数の二〜三割が賃織に従事していたが、全戸数の約一割に相当する屑糸商が賃織業者から「不正」な原料糸を購入するほど、「不正」は蔓延していた。

桐生織物業においては、主要な原料糸が高価な生糸であったことが、賃織業者の「不正」への誘因を大きくし、このような「不正」の蔓延を業界の一段と重大な問題とさせ、元機屋層を悩ませつづけた。そして近代には需要が拡大した大衆品の絹織物を製織する賃織業者にとっては、多少の原料糸の抜き取りは製品の品質に致命的ではなく、同業組合の多角的懲罰戦略下にもかかわらず、とくに賃織需要の多い好況期に「不正」を容易に行いえた。他方、上質品生産により高い賃織獲得をめざす賃織業者の場合、原料糸の抜き取りはそもそも上質品生産を困難にさせることとともに発注者が限定されることも、「不正」を行わせにくくしたと思われる。

そして「不正」の取締りは、大正初期頃に同業組合の多角的懲罰戦略の一層の徹底化（ただし「不正」の摘発は、織元自身というより同業組合の事務員の主導によると思われる）と国家権力（警察）の動員によってようやくある程度効果がみられるようになった。

以上のような「不正」防止の制度的枠組みがあまり機能していなかった明治中期頃の状況は、岡崎哲二の説明を利用していえば、賃織業者がどの程度「不正」を行うか否か不明な「レモンの市場」で取引をする大衆向け織物を取り扱う元機屋は、低い均衡賃金しか支払いえなかったのに対し、高級品を取り扱う元機屋たちは、賃織業者に対して「不正」を防止するために必要な効率賃金（相手の誠実さや努力を引き出すために支払われる相対的に高い報酬¹⁾）をある程度支払っていたということでもある。高度な技術を有する下機屋や賃織業者の中には、欠陥製品の織直

しを保証するシグナルを出す者もいたようである。また大衆向け織物需要の比重が高く、そうした普通品織物を取り扱う元機屋が賃織業者に対して相対的に多く存在していたことは、元機屋が支払うべき「不正」防止のための効率賃金を高くし、その支払いを一層困難にした。さらに好況期も、多角的懲罰戦略が機能しないことも加わって元機屋が支払うべき効率賃金の水準を大きく上昇させる効果ももち、「不正」は蔓延した。逆に不況は効率賃金を低下させ、均衡賃金でも「不正」は影をひそめた。また賃織業者が原料詐欺を行って以後の取引が不能となる場合の利益と誠実に賃織を行う場合の利益を合理的に選択したのと同様に、元機屋も原料詐欺を行った賃織業者に対して以後の取引を拒絶するか否か、同業組合に通告するか否かなどを合理的に選択する必要に迫られた。そしてたとえば、その時の「相場」以内の軽い許取量の場合は、黙認され取引が継続されたであろう。元機屋が「相場」以上の「不正」を許容せず、その賃織業者との次回以降の取引を打ち切る場合も、賃織獲得力低下を恐れて同業組合にその「不正」をなかなか通告しようとはしなかった。また通告しても他の元機屋全員が当該賃織業者との以後の取引拒絶という約束を守るとは限らなかった。

要するに、不況期には多角的懲罰戦略を採用しなくても賃織業者の合理的な選択により「不正」は抑制され、好況期には多角的懲罰戦略の採用は元機屋たちにくつもの「囚人のジレンマ」、それも「ただ乗りのジレンマ」に陥らせた（たとえば個々の元機屋にとっては、自らは賃織業者の「不正」を報告せず、他の元機屋による「不正」報告の情報とその抑止力を享受するというフリーライダーが最も有利となる）。こうして元機屋相互の「結託」は成功せず、彼らの多角的懲罰戦略は機能しなかった。むしろ直接、法に訴えることも同様のジレンマに陥らせるばかりか、それ以外の種々のコストも要し、通常は現実的ではなかった。これは織元にとって不確実性が高く無駄の多い、要するに取引コストの高

いシステムではあったが、しかしそれは結果として問屋制生産の展開・発展を決定的に阻害するほどのものではなかった。⁽²⁾そして明治末・大正初期頃における「不正」取り締まり徹底化の試みは、主として「ただ乗り」防止徹底化の試みだったと解釈できる(ただしコストのかかるこの試みがどの程度持続したか明らかでない)。

さてこうした「不正」を賃織業者自身はどのように意識していたであろうか。D・ランデスは、問屋制のもとで同様の問題が蔓延していた一八世紀イギリスの毛織物工業における賃織業者の意識について、次のように述べている。「一八世紀には横領は〔法的には〕犯罪と看做され」⁽¹⁾たが、賃織業者には「その行為は、製造業主〔織元〕の搾取のゆえに正当化されたにとどまらず、営業から得られる正常な臨時収入と考えられ」⁽²⁾「そのような抜取りに対して良心の呵責といった感情は全くみられなかった」⁽³⁾。桐生においても、横山源之助の「桐生・足利地方にてはこれ〔原料系抜取り〕を尋常の事として敢て疑惑を置く者なく」⁽⁴⁾などといった記述や、大衆向織物の一日当織賃の他種労働者賃金に比した低さ、とくに不況期の著しい低織賃から(それらが製品市場や労働市場のあり方から合理的に説明しうるものであっても)、織元側からみればたんなる私的所有権の侵害としかみえないこうした行為にも、賃織業者側には、同様な生活のための正当化する意識があったのではないか。矢野久は、一九世紀プロイセンにおける人々の森林盗伐の事例から、貧困に喘ぎ不平等な財産分配に直面した民衆の生活世界の中では、「民衆は現存の法そのものを『正義』とみなしておらず」、こうした「軽微な窃盗は日常的現実に属していた」⁽⁵⁾のであり、「窃盗権」ともいうべき権利意識が人々の間に存在していたことを指摘している。賃織業者の原料詐取は、プロイセンの森林盗伐とは歴史的由来が異なり同一に扱えないところもあるが、明治中期頃までの桐生の賃織業者たちの世界でも、軽度の「不正」は、彼らにとって罪悪感・犯罪意識のきわめて薄い、生きるために当然視さ

れた「日常的現実に属する」行為だったのであり、その限り一九世紀プロイセンの森林盗伐の人々にも類した意識が存続していたと考えられる。しかしその後の過程は、賃織業者の原料系抜取り行為が次第に禁圧されてゆくとともに、彼らの生活水準の漸次の上昇とあいまって、それを正当化する意識も押しつぶされてゆき、原料系抜取り行為は賃織業者にとっても次第に犯罪性を強くおび、犯罪の自己意識を持たざるを得なくなつてゆく過程だったように思われる。それは近代社会の法による規律化戦略の一定の成功ではあるが、それはまた当然ながら限界も有し、賃織業者による原料系抜取り問題は容易に消滅しなかった(犯罪は決して根絶されない)。さらに、かつての賃織業者や森林盗伐の人々の間などでみられた現存の法や制度を必ずしも「正義」とは考えず、たとえ違法行為でも違法とはみなさないで当然の権利行使とみなす人々の生活世界の意識も、多様に形をかえ変質しながら長く残存し、無数の「ただ乗りのジレンマ」とともに、こんにちでもよかれあしかれ広範に残っているように思われる。

註

- (1) 岡崎、前掲書、一三四―一三六頁。
 (2) この点が、谷本雅之と筆者の見解が異なるところである。また原料詐取問題が問屋制生産を決定的に阻害するほどにまで至らなかった主たる抑止要因は、結局、元機屋の許容量以上の詐取に対する当該元機屋自身による次回以降の取引拒絶だったのではないかと思われる。
 (3) D・S・ランデス(石坂昭雄・富岡庄一訳)『西ヨーロッパ工業史1』(みすず書房、一九八〇年)六九・七二頁。
 (4) 横山、前掲書、二二八頁以下(引用は二三三頁)、および前述の一日当織賃。
 (5) 矢野久「犯罪・刑罰 フォーコと下からの社会史」竹岡敬温・川北稔編『社会史への途』(有斐閣、一九九五年)。引用は、二八〇頁。

(神奈川大学経済学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇〇年四月二〇日受理、二〇〇一年九月四日審査終了)

A Study of the Putting-out System in the Textile Industry of Meiji Kiryu: Could They Prevent Picking ?

MATSUMURA Satoshi

During the Meiji era, the silk textile industry in Kiryu, which had developed with subcontracting weavers as a major production unit, suffered from the problem of the pick and steal of material yarn by the weavers. That is, they stole part of the material raw silk advanced by the putter-out and sold them to the raw silk merchants, and that was an everyday affair in those days. It was a serious problem peculiar to the putting-out system, in which the putter-out that gave an order was unable to always monitor the production activity of the subcontractors. This problem attracted the attention of researchers not only in the study of Japanese economic history but also in that of European one, and some even regard it as one of the factors for transition in the production form from the putting-out system to the factory system.

For the recent study on this issue, in the early modern times, there was a view that highly appreciated the multiple punishment strategy by principals (the strategy to prevent the swindle by private rules and system prescribing that the information about the agent that committed a swindle be known to the guild of principal and that all principals refuse to trade with the agent), as a measure that principal took against such swindle. In the early modern times (before Meiji), when fulfillment of contracts and proprietorship were not sufficiently ensured by the official power, merchants had to ensure them privately. However, there is no evidence that such a multiple punishment strategy actually worked efficiently. In fact, even after the Meiji Restoration, when it was the principle that the state power should completely ensure fulfillment of contracts and proprietorship by law and trial, the textile manufacturers in Kiryu repeatedly tried such multiple punishment strategy. In other words, even in the modern times, due to the trial cost, etc., the direct assurance of proprietorship and fulfillment of contracts by the state power (modern law) did not thoroughly prevent small injustices of subcontracting weavers. So the manufacturers still continued trying the multiple punishment strategy by the trade association. However, as we have seen from the fact that it was repeated while being revised, the measure was not effective, either. This paper, following the process, considers the reason why the multiple punishment strategy did not work effectively and what it implied.